

第104回 全国高等学校ラグビーフットボール大会

明和県央高等学校 2回戦



学校応援団

添乗員同行

12月29日(日)発 応援ツアー

<往復貸切バス利用>

日次	行程	食事
12/29 (日)	高崎駅東口 LABI1 前 19:00 発 〔高速道路利用〕	夕: —
12/30 (月)	奈良又は大阪周辺休憩施設 …… 東大阪市花園ラグビー場 4:00~8:30 頃 9:45 頃 ラグビー試合観戦 明和県央高校 VS 國学院栃木高校 (栃木県代表) 第2試合 10:45 試合開始予定 〔高速道路利用〕 高崎駅東口 LABI1 前 21:00 頃着	朝: — 昼: — 夕: —

- 旅行期間：2024年12月29日(日)～12月30日(月)2日間(車中1泊)
- 旅行代金(1名様当り)：高校生以下28,000円、大人29,000円
- 募集人員：45名(最少催行人員30名)
- 旅行代金に含まれるもの：貸切バス代、観戦チケット代、休憩施設入浴料・休憩料
※利用する休憩施設により旅行代金変動する場合がございます。
※最終的な代金はJTB申込WEBサイトからのメールにてご案内いたします。
- 添乗員：全行程1名同行
- 集合場所／高崎駅東口 LABI1 前
- 集合時間／18時50分(19時00分出發)
- バス座席の指定はお受けできません。予めご了承ください。

【申込方法】 JTB 申込 WEB サイトにて受付けます(下記 QR コードよりアクセス可能)

※入力方法については、別紙ご参照ください。

【申込期限】 2024年12月24日(火) 23:59 まで

●お問い合わせは●

株式会社 JTB 群馬支店 教育営業課

TEL:027-310-3061 (平日 09:30~17:30/土日祝日は除く)

担当：吉田・石井・白井

群馬県高崎市東町9番地 ツインシティ高崎4F

総合旅行業務取扱管理者：白井 亮太

●〔旅行企画・実施〕●

株式会社 JTB

東京都品川区東品川2-3-11

観光庁長官登録旅行業第64号

日本旅行業協会正会員



【ツアー専用パスコード】

Ag5YuE2NsC

全て半角文字です。大文字小文字など、

間違いのないように入力してください。

総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば左記の取扱管理者にご遠慮なくお尋ね下さい。

ご旅行条件（要約）

お申し込みの際には、必ず旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

●募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 JTB 群馬支店（群馬県高崎市東町 9 番地 ツインシティ高崎 4 階 観光庁長官登録旅行業第 64 号。以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- （1）所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込みください。
お申込金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。
- （2）電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して 3 日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- （3）旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- （4）お申込金（おひとり）高校生以下 28,000 円、大人 29,000 円（旅行代金の全額）

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 21 日目にあたる日より前（お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払ください。

また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。

この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日		取消料（お 1 人様）
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	1. 20 日目にあたる日より前の解除	無料
	2. 20 日目にあたる日以降の解除（3～6 を除く）	旅行代金の 20%
	3. 7 日目にあたる日以降の解除（4～6 を除く）	旅行代金の 30%
	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5. 当日の解除（6 を除く）	旅行代金の 50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、観光入場料、添乗員同行コースの必要経費等、及び消費税等諸税を含みます。なお、これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）

●旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
- (2) 空港施設使用料等（パンフレット等に明示した場合を除きます）。
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

●特別補償

当社は当社又は当社が手配を代行させたものの故意、又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別保証規程に基づき、お客様が募集型企画旅行に参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

・死亡補償金：1,500 万円 ・入院見舞金：2 万円～20 万円 ・通院見舞金：1～5 万円 ・携行品損害補償金：お客様 1 名につき～15 万円（但し、補償対象品 1 個あたり 10 万円を限度とします。）

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。

また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。

これらの治療費、移送費、また、死亡後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

詳細については、販売店の係員にお問い合わせください。

●事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は直ちに同行の添乗員・現地係員・運送、宿泊機関等旅行サービス提供機関、又はお申込み店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員（以下「会員」といいます。）より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと（以下「通信契約」といいます。）を条件に申込を受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。（受託旅行者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行者により異なります。）

（１）契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき（e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき）とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。

（２）与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●個人情報の取扱について

（１）当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。

（２）当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。

この個人情報は、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。

お客様は、連絡先の方の個人情報を当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は令和6年12月1日を基準としております。又、旅行代金は令和6年12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。